

金沢大学先端科学・イノベーション推進機構 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー使用審査基準

〈入居基準〉

次の各項を基本に施設目的に照らし、総合的に審査する。

(ベンチャー企業等)

1. 金沢大学発のベンチャー事業として将来性が認められること。
2. ベンチャー事業の成功が期待できること。

(本学の職員、学生等によるプロジェクト研究)

1. ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発プロジェクトであること。
2. 事業化の可能性があること。
3. 知的財産権の獲得可能性があること。

〈継続基準〉

次の各項を全て満たすこと。

1. 入居基準の再評価を行い、これを十分満たすこと。
2. これまでの施設利用による研究開発成果(特に当年度成果)が高く評価でき、次年度の成長性が見込まれること。
3. 金沢大学発のベンチャー事業(入居期間が3年を越える場合)あるいはプロジェクト研究として十分な成果を挙げていること。

※利用申請が多数で個室が不足する場合は、「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設への入居承認に係る優先順位の判断基準(令和6年9月)」の基準に基づいて入居者を決定する。特に退去対象となる可能性が高い利用者に対しては、退去の可能性のある時期の半年前までに退去の可能性を連絡することとする。

〈退去基準〉

次の各項のいずれかを満たすこと。

1. 利用者が入居時に定めた目標を達成し、支援が不要になること。
2. ベンチャー起業化及び事業化を実現したこと。
3. 前2項について、達成の見込みがないと委員会で判断したこと。
4. 「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設への入居承認に係る優先順位の判断基準(令和6年9月)」に基づく優先順位が低いと委員会で判断したこと。

この使用審査基準は、令和6年度から適用する。